

事業主様
健保事務担当者様

健保組合からのお知らせ

◆◆ 標準報酬月額に関する特例措置の期間延長について ◆◆

令和3年8月から令和4年6月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方について、標準報酬月額の決定に関する特例措置を講じておりますが、現下の状況を踏まえて、特例措置の期間を令和4年9月まで延長することとなりました。

特例措置の期間

- | | | |
|--------------------------|---|---------------------------------|
| ① 令和3年8月～令和4年7月を急減月とする届出 | } | ①、②それぞれの期間で
1度限り 可能です |
| ② 令和4年8月～同年9月を急減月とする届出 | | |

届書の受付期間

- ① 令和3年8月～令和4年3月を急減月とする届出……期限切れのため届出不可
- ① 令和4年4月～同年6月を急減月とする届出……令和4年8月31日まで
- ① 令和4年7月を急減月とする届出……令和4年7月25日～同年9月30日
- ② 令和4年8月～同年9月を急減月とする届出……令和4年8月29日
～ 同年11月30日

※ 月額変更届(特例改定用)は、当組合のホームページ「書式ダウンロード」から印刷してください。

対象者等

- (1) これまでの特例改定と同様に、次のいずれにも該当する被保険者が対象となります。
ただし、急減月又は改定月が資格喪失した月に該当する方は対象になりません。
 - 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業させたことにより、報酬が著しく低下した月(急減月)が生じた方であること
 - 急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下している方であること
 - 本特例改定による改定を行うことについて、本人が書面で同意している方であること

(2) 令和3年6月から令和4年5月までを急減月として特例改定を既に受けた方の特例

前年の特例措置と同様に、次のいずれにも該当する被保険者について届出があった場合は、令和4年8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とします。

- 令和3年6月から令和4年5月までを急減月として特例改定を受けた方
ただし、回復改定を行うこととなった方を除く
- 令和4年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて、2等級以上低い方
- 特例措置による決定を行うことについて、書面で同意している方

ご不明な点がございましたらお問い合わせください

観光産業健康保険組合 業務課 TEL03-3662-3102